

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程 平成16年4月 8日制定 (略) 令和2年3月27日一部改正 <u>令和3年2月●●日一部改正</u>	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程 平成16年4月 8日制定 (略) 令和2年3月27日一部改正 —
目次 (略) 第1章 総則 (目的) 第1条 (略) (適用範囲) 第2条 推進会議の会計業務に関しては、福島県農産振興事業補助金交付要綱(平成16年4月1日付け16生流第2号農林水産部長通知)、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知)、 <u>農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱(令和3年1月29日付け2政統第1914号農林水産事務次官依命通知)及び福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約(以下「規約」という。)</u> に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 (会計原則) 第3条 (略) (会計区分) 第4条 推進会議の会計区分は、次に掲げるとおりとし、事業年度ごとに区分して経理する。 (1) 水田農業改革支援事業(経営所得安定対策等推進事業費)補助金等会計 (2) <u>新市場開拓に向けた水田リノベーション事業補助金</u>	目次 (略) 第1章 総則 (目的) 第1条 (略) (適用範囲) 第2条 推進会議の会計業務に関しては、福島県農産振興事業補助金交付要綱(平成16年4月1日付け16生流第2号農林水産部長通知)、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知)、_____ 及び福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約(以下「規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 (会計原則) 第3条 (略) (会計区分) 第4条 推進会議の会計区分は、次に掲げるとおりとし、事業年度ごとに区分して経理する。 (1) 水田農業改革支援事業(経営所得安定対策等推進事業費)補助金等会計

改正後

現行

2～3 (略)
(口座の開設)

第5条～第7条 (略)
(会計事務責任者)

第8条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。

水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金等	福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長
うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務	福島県担い手育成総合支援協議会経理責任者（福島県農業会議事務局長）
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業補助金	福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長

(帳簿書類の保存、処分)

第9条～第37条 (略)

附 則（平成16年4月8日議決）
(略)

附 則（令和2年3月27日議決）
この規程は、令和2年3月37日から施行する。

附 則（令和3年2月●●日議決）
この規程は、令和3年2月●●日から施行する。

2～3 (略)
(口座の開設)

第5条～第7条 (略)
(会計事務責任者)

第8条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。

水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金等	福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長
うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務	福島県担い手育成総合支援協議会経理責任者（福島県農業会議事務局長）
_____	_____

(帳簿書類の保存、処分)

第9条～第37条 (略)

附 則（平成16年4月8日議決）
(略)

附 則（令和2年3月27日議決）
この規程は、令和2年3月27日から施行する。
